

## (資料 1) 外国人登録者数の現状

大府市における外国人登録者数は、「出入国管理及び難民認定法」の平成 2 年の改正法の施行以来、増加の一途をたどっていました。しかし、近年の経済状況の悪化に伴い、増加の速度が鈍化し、減少傾向に転じています。

表 1 各年度末の外国人登録者数と人口に占める割合（市民課調べ）

年度	9	15	16	17	18	19	20	21
登録者数(人)	1,440	1,730	1,920	2,187	2,339	2,625	2,445	2,147
総人口(人)	74,551	78,462	80,015	81,653	83,705	84,106	84,720	85,390
比率(%)	1.93	2.20	2.40	2.68	2.79	3.12	2.89	2.51

平成 21 年度の外国人登録者数では、2,147 人で人口全体の 2.51 パーセントを占めています。

表 2 平成 20 年 5 月末と 21 年度末との主な国籍別の登録者数比較(市民課調べ)

国籍	平成 20 年 5 月末 A	平成 21 年度末 B	増減 B-A	Aを1とした 場合のBの比率 B/A
ブラジル	933 人	664 人	△269 人	0.71
中国	510 人	457 人	△53 人	0.90
韓国・朝鮮	317 人	300 人	△17 人	0.95
フィリピン	226 人	215 人	△11 人	0.95
ベトナム	201 人	189 人	△12 人	0.94
ペルー	179 人	151 人	△28 人	0.84
その他	261 人	171 人	△90 人	0.66
合計	2,627 人	2,147 人	△480 人	0.82
市人口	84,551 人	85,390 人	839 人	1.01

中国、韓国・朝鮮\*、フィリピン、ベトナムなどのアジア系外国人の登録者は、ブラジル人と比較すると数字に大きな変化は見られません。外国人全体では、2,627 人から 2,147 人となり 480 人の減少となっています。

\* 韓国・朝鮮

「韓国」は大韓民国を表し、「朝鮮」は朝鮮半島という地域出身を表します。

在留資格\* の割合は、国籍により傾向が大きく異なります。

表3 上位6国籍の主な在留資格(平成22年6月9日現在・市民課調べ)

ブラジル	永住者 59.2%		定住者 30.7%			その他 10.1%
中国	特定活動 26.8%	永住者 19.1%	研修 16.2%	家族滞在 10.4%	その他 27.5%	
韓国・朝鮮	特別永住者 84.6%					その他 15.4%
フィリピン	永住者 42.5%		日本人の配偶者等 20.8%	定住者 15.9%	その他 20.8%	
ベトナム	特定活動 58.3%			研修 20.9%	その他 20.8%	
ペルー	永住者 52.3%		定住者 26.8%		その他 20.9%	

第1のグループは、「韓国・朝鮮」に見られるように、特別永住者\* が多いグループ、第2のグループは、「ブラジル」に見られるように永住者\* 及び定住者\* が多く、日系人であるというような身分上の在留資格の多い例です。「フィリピン」「ペルー」についても同じ傾向が見られます。第3のグループは「ベトナム」に見られるように研修や特定活動\* が多い例です。「中国」にもよく似た傾向があるものの、「ベトナム」ほど顕著ではありません。「中国」については、在留資格が他の国籍より多様性が見られます。

\* 在留資格

「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格です。

\* 特別永住者

戦前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格です。

\* 永住者

特別永住者を除き法務大臣から永住の許可を受けた者です。在留期間は無期限で、就労制限はありません。

\* 定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者です。該当例として、インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人などが挙げられます。在留期間は、3年を超えない範囲で、3年、1年または法務大臣が個々に期間を指定します。

\* 研修や特定活動

主に外国人研修・技能実習制度による、研修生の在留資格が「研修」、技能実習生の在留資格が「特定活動」となっています。なお、平成 22 年 7 月 1 日以降の取扱いは、いずれの在留資格も「技能実習」に含まれます。

表 4 年齢別外国籍の保育園児童数(平成 22 年 4 月 1 日現在・児童課)単位:人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	児童数	比率
保育実施児	1	0	2	4	12	4	23	1,637	1.4%
私的契約児	0	0	0	0	1	3	4	107	3.7%
合計	1	0	2	4	13	7	27	1,744	1.5%

表 5 国籍別外国籍の保育園児童数(平成 22 年 4 月 1 日現在・児童課)単位:人

ブラジル	ペルー	フィリピン	韓国朝鮮	中国	その他	合計
12	7	2	1	2	3	27

保育園には約 30 人の外国籍の児童が在籍しています。

外国人市民の児童生徒\* の通学先は、分散している傾向にあり、特定の学校に集中していません。

\* 児童生徒

義務教育である小学校及び中学校に通っている子どもを児童生徒と呼びます。個々に分類する必要があるときは、「児童・生徒」とします。

表 6 各年度 5 月の外国人児童生徒の推移(学校教育課調べ)単位：人

学校名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
大府小学校	5	5	5	5	6
神田小学校	4	3	5	4	1
北山小学校	19	17	15	14	13
東山小学校	7	4	4	6	5
共和西小学校	0	0	1	1	3
共長小学校	18	28	22	19	13
吉田小学校	2	2	4	5	3
石ヶ瀬小学校	11	15	25	18	19
小学校計	66	74	81	72	63
大府中学校	3	5	6	2	2
大府西中学校	4	5	7	11	9
大府北中学校	16	17	21	16	15
大府南中学校	1	1	1	1	2
中学校計	24	28	35	30	28
合計	90	102	116	102	91

## (資料 2)「第 5 次大府市総合計画」(平成 21 年度策定)関係分抜粋

### 第 2 部 まちを支え将来を担う人づくり

#### 第 4 章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり

(現状と課題) 本市では、日本語教室の開催や各種相談を通して外国人市民との共生社会づくりに取り組んでいます。今後は、多様な文化的背景を持つ人々と共生していくための仕組みづくりが求められています。

(目指すべきまちの姿) 市民、地域、事業者、行政が連携することにより、すべての市民が国籍や性別などに関わりなくお互いを尊重することのできる地域社会が形成されています。

(事業の方向性) 1 多文化共生社会の推進 外国語情報提供、国際理解支援、多文化共生などを通して、国籍に関係なくお互いの文化、生活習慣を尊重し、言葉の壁や習慣の違いから生じる問題の解決に取り組めます。